

公益社団法人大阪自然環境保全協会・日本野鳥の会大阪支部との協議等議事録
(要旨)

環境局 総務課

- 1 日 時 令和 8 年 3 月 18 日 (水) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分
- 2 場 所 環境局 ATC ビル 0' s 棟南館 5 階 会議室
- 3 団 体 名 公益社団法人大阪自然環境保全協会・日本野鳥の会大阪支部
- 4 協議等の趣旨 夢洲と大阪湾についての鳥類を中心とした生きものの環境の保全・創出
についての要望

5 出 席 者

(団体側) 計 3 名

公益社団法人 大阪自然環境保全協会 2 名

日本野鳥の会大阪支部 1 名

(本 市) 計 8 名

環境局 4 名

大阪港湾局 4 名

6 議 事

(1) 万博後の鳥類への配慮に関する詳細な評価の実施 (要望事項 1 点目)

団体要望概要

- ・ 調査点毎・時期毎の調査結果 (原データ) および事後調査の時期の万博工事の進捗状況が分かる情報も開示して下さい。大阪市は、環境影響評価は万博の期間に限られるとしているが、万博での評価がその後の大阪市の生物多様性の取組みに反映されなければならない。

本市概要説明

- ・ 調査結果のデータ等は事業者である博覧会協会が保有している情報であるので、開示については博覧会協会にお尋ねください。

大阪・関西万博の環境影響評価書では、重要な鳥類の予測結果は種類ごとに万博会場の内外、舞洲の駐車場予定地の内外における影響をまとめられており、調査点ごとに整理されていません。事後調査の結果も鳥類の種類ごとに同様にまとめられ、評価書の予測結果と比較されており、事後調査報告書の取りまとめに問題はないと考えています。

環境局としては、今後、夢洲で環境影響評価の対象となる事業が計画された場合には、夢洲のまちづくり基本方針等の関連計画との整合を図りつつ、鳥類など生物

多様性への適切な配慮について、環境影響評価手続きを通して事業者への指導等を行います。

団体要望概要

- ・ 博覧会協会と環境 NGO との間で「共同検討」が行われていましたが、「ロードマップの公表」で終了となっています。事後調査による詳細な評価は、「共同検討」で行うべきです。博覧会協会に対して「共同検討」の継続を指導して下さい。

本市概要説明

- ・ 「共同検討」が博覧会協会と環境 NGO との間の検討の場であれば、環境局が博覧会協会に対して「共同検討」の継続を指導する立場にありません。
大阪市環境影響評価条例では、事後調査については、事業者自ら又は市長の承認を得た事業者以外の者が実施し、評価等を記載した事後調査報告書を作成することとなっています。環境局は、条例や規則、環境影響評価技術指針に基づき、事後調査を実施する博覧会協会に対し、事後調査やその結果の評価を指導します。

団体概要説明

- ・ 博覧会協会の「持続可能な行動計画」の中で示されていた「生物多様性枠組みの実現に寄与する会場・運営」、「沿岸域の生態系ネットワークの拠点」の実現についても「博覧会協会の報告書」の記述でどの様に扱われるかについて、「共同検討」の場での論議が必要と考えています。「共同検討」で環境 NGO からの提案が反映できなかった事で、シギ・チドリ類が減少している事、セイタカシギの繁殖場所が配慮された場所で維持されたのか等に対する今後の保全への方向性などについての記述が、博覧会協会の評価としてあるべきと考えていることから、博覧会協会からの報告を受ける大阪市が、博覧会協会へ指導する必要があります。

本市概要説明

- ・ 事後調査報告書の記述内容につきましては、条例や規則、環境影響評価技術指針に定めており、事後調査の結果、環境の保全及び創造のために講じた措置、事業の実施状況及び予測結果との比較による評価等となっています。
環境局は博覧会協会に対して、条例等に基づき、事後調査報告書の記述や記載について指導は行いますが、報告書作成にあたって、事前に共同検討の場で議論することや万博後の今後の保全への方向性など、環境影響評価の対象としていない事業や行為については、指導はできません。

(2) 夢洲の自然環境の保全・創出への十分な配慮と協議の場の設置（要望事項2点目）

団体要望概要

- ・ IR の環境影響評価準備書に係る「環境影響についての検討結果報告書」において、「裸地を利用する鳥類の飛来場所の確保及び水辺を利用する鳥類等の生息場所の保全等について」の大阪港湾局の回答を具体化して行く担保が必要です。この担保を大阪港湾局は、どの様に考えておられるか教えて欲しい。私たちは、この担保のために協議の場を求めるものです。協議の持ち方については、「団体との協議等のもち方に関する指針」に基づいて行うか、別の対応が有るのか。

本市説明概要

- ・ IR 準備書に関する検討結果報告書に記載のとおりで、大阪府市、経済界で策定した夢洲まちづくり構想や基本方針に示されている、まちづくりの方向性に基づいて、将来的には夢洲1区を基本として検討していくとしています。

協議の持ち方については、本市施策に関して団体から、何らかの対応を求める要望、要請及び提言等があった場合、団体から要請に基づき、本市と団体との間で開催する協議や意見交換の場については、「団体との協議等のもち方に関する指針」に基づくもの以外はありません。

(3) 大阪湾岸における干潟・湿地の再生への取組み（要望事項3点目）

団体要望概要

- ・ ネイチャーポジティブは「昆明モントリオール生物多様性枠組」の取組みであり、2030年までに陸域と水域の30%を保全地区に行かないといけません（30by30目標）。大阪湾の水域でこれらを目指す事は、この地域の各行政の一致した目標であると考えられます。

本市説明概要

- ・ 大阪港湾局としては、大阪港湾の水域で30by30を目指すことで定めた具体的な計画等があるという事実は認識しておりません。また、環境局としても、同じく各行政の一致した目標になっているという事実は承知していません。

団体要望概要

- ・ 「大阪湾再生推進会議」の「大阪湾再生行動計画（第三期）」では、鳥類への配慮が明確でない事から、湿地や干潟の再生、そして30by30目標の達成に向けての一層の取組みを期待するものです。私たちのこれまでの提案や日本プロジェクト産業協議会の「大阪環状ベイエリア構想」とも連携するなど、多くの主体とのコミュニケーションを図りながら、大きな流れを作って行きたい事から、大阪市の具体的な取組みについて聞かせて下さい。

本市説明概要

- ・ 大阪湾再生行動計画に基づく大阪港湾局としての具体的な取組は、底質の浚渫、海面清掃、水質調査の実施等となっており、これらが大阪湾湾奥部の水質の改善に繋がり、大阪湾の再生に資するものと考えております。

本市では、大阪市生物多様性戦略に基づき、環境教育、啓発、外来生物の侵入拡散の防止、緑の保全と緑化の推進等の取り組みを進めています。

(4) その他

団体要望概要

- ・ 事後調査で評価書の予測通りになっているのかを評価するだけでは十分でないと思っています。「共同検討」の場で我々が提案したことが反映されず、事後調査でもポイント毎のデータがなければ、配慮されていたのかどうか評価ができない。配慮の効果があったということであれば、その効果を今後継続して、何らかの政策に展開することが、環境影響評価ではないかと考えています。（意見のみ）
- ・ 博覧会協会は、鳥類の重要種の飛来場所等が特定されるから開示しないと事後調

査報告書にも書いていますが、夢洲の生物多様性ホットスポットは今どこに残っているのか。博覧会協会が調査して、貴重な鳥類が確認され特定されたところで、ホットスポットは残っていないため、データを開示しても問題はない。鳥類の飛来が確認されたポイントを開示することが重要で、今後、そういったポイントを保全、創出していく必要があるのではないかと。（意見のみ）

- ・ 大阪市の生物多様性の地域戦略では、生物多様性ホットスポットは保全するとなっていますが、万博後はどこにホットスポットが残ったのか。大阪市の制度や政策の一貫性を考えると、環境影響評価で得られた結果を、今後の夢洲の生物多様性の取組みに繋げていく必要があるのではないかと。（意見のみ）
- ・ 博覧会協会からの報告では、鳥類の生息環境への配慮、飛来場所の確保については、適切な配慮がなされていると評価されていますが、全く事実に反しています。博覧会協会が評価に挙げたチョウゲンボウは、大屋根リングに偶然に営巣場所として利用したものであるに過ぎません。ケリやヒバリの営巣地も特別な配慮がなされたような場所ではありません。また、ここ数年、夢洲で繁殖しているセイタカシギも万博期間中は特別な配慮がなされていませんでしたが繁殖しました。博覧会協会が配慮した結果、重要種が営巣したものではありません。（意見のみ）
- ・ つながりの海の水位が上昇したため、水鳥が渡来できない環境になり、シギ、チドリ、カモも影響を受け減少しています。このような影響のあった事を明確に評価し博覧会協会へ指導する必要があります。

本来であれば影響の回避を検討して困難であれば、どのように影響を小さくしていくか、復元していくかという評価が必要であることも指摘させていただきたい。そして、次の夢洲1区で、どのように復元なり、繋げていくのかといった視点まで考えていただく必要があります。（意見のみ）
- ・ 大阪港湾局は夢洲1区で今後検討しますとされています。大阪港湾局だけで配慮できない問題でしたら、大阪都市計画局や環境局が一緒になって、生物多様性ホットスポットの保全について検討する必要があります。1区が都市公園の様な緑地になる事ではなく、生物多様性ホットスポットの代替措置として、水辺の鳥類への配慮した環境整備が必要です。（意見のみ）
- ・ 夢洲に飛来していた水鳥は、万博の工事や開催期間中に南港野鳥園へ飛来すると評価書にも書かれていますが、全くそうではない。南港野鳥園が代替地であれば、野鳥園でも調査し、夢洲と南港野鳥園の双方の影響の評価が必要ではないか。夢洲の水辺が消失した状況に対する代替措置は博覧会協会にではなく、大阪市に課せられるべきと考えます。（意見のみ）
- ・ 鳥類がこれまで夢洲周辺で過ごしてきたのは、埋立地が少しずつ存在し、利用できる環境があったからです。そういう認識も持ってもらいたい。現在この水辺が消失し、湿地・干潟の代替地が乏しくなって来ている状況を踏まえ、大阪湾岸に生物多様性豊かな湿地・干潟を保全・創出して行く事は、大阪湾岸の自治体としても重要な課題であると考えており、夢洲に代わる候補地について会議等の場での検討を期待します。（意見のみ）
- ・ 鳥は結果的に表面に見えるもので、鳥を支えているのは干潟や、そこに生息する

生き物であり、生物多様性を象徴するのが鳥です。大阪湾に様々な鳥を呼び戻すという、大阪湾の生物多様性をレベルアップするということにもつながり、そういう自然環境により、人間も生きていけます。といった大きな考え方になってくるため、今は地球規模での温暖化や異常気象が起こっていることから、生物多様性の損失に歯止めをかけるということを、国際的な目標としているため、この両方は取り組んでいくべきと、行政としての大きな目標になってくると考えています。(意見のみ)